

# 山口幸楽苑（介護予防）短期入所療養介護 料金表

令和6年8月1日改定

【多床室をご利用の場合】（日額）※2割負担の方の金額

段階	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)	第4段階(非該当)
居住費(日額)	0	430	430	430	437
食費(日額)	300	600	1,000	1,300	1,500
要支援1(日額)	1,226	1,526	2,256	2,656	3,163
要支援2(日額)	1,548	1,848	2,578	2,978	3,485
要介護1(日額)	1,660	1,960	2,690	3,090	3,597
要介護2(日額)	1,760	2,060	2,790	3,190	3,697
要介護3(日額)	1,888	2,188	2,918	3,318	3,825
要介護4(日額)	1,994	2,294	3,024	3,424	3,931
要介護5(日額)	2,104	2,404	3,134	3,534	4,041

【従来型個室をご利用の場合】（日額）※2割負担の方の金額

段階	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)	第4段階(非該当)
居住費(日額)	550	550	1,370	1,370	1,728
食費(日額)	300	600	1,000	1,300	1,500
要支援1(日額)	1,158	2,008	2,308	3,528	4,386
要支援2(日額)	1,452	2,302	2,602	3,822	4,680
要介護1(日額)	1,506	2,356	2,656	3,876	4,734
要介護2(日額)	1,602	2,452	2,752	3,972	4,830
要介護3(日額)	1,728	2,578	2,878	4,098	4,956
要介護4(日額)	1,836	2,686	2,986	4,206	5,064
要介護5(日額)	1,942	2,792	3,092	4,312	5,170

※「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの場合は、その段階に応じて、居住費・食費の軽減を受けられます。（表の第1段階～第3段階参照）軽減を受けるためには、認定証の提示が必要です。

※食費は提供分について請求させていただきます。朝食350円 昼食550円 夕食600円

第1～第3段階の方は限度額の金額を請求させていただきます。

【当苑の体制上必要な加算】

夜勤職員配置	48円/日	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	102円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44円/日		

【必要時加算】 ◎の加算は要介護の認定の方のみ

認知症行動・心理症状緊急対応加算	400円/日	認知症の行動・症状が認められる為緊急利用が適当であると医師が判断した場合（利用開始日から7日）
◎緊急短期入所受入加算	180円/日	ご本人の状態やご家族の事情等により、指定居宅支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合（利用開始日から7日 やむを得ない場合14日まで）
◎認知症ケア加算	152円/日	認知症専門棟に入所された場合
療養食加算	16円/回	医師の指示箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合（1日に3回を限度）
緊急時治療管理加算	1036円/日	緊急に治療を要した場合（3日/月まで）
◎重度療養管理加算	240円/日	要介護4,5の方で厚生労働大臣が定める状態にある方（※）に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ必要な処置を行った場合
個別リハビリテーション実施加算	480円/日	1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合
送迎加算（片道につき）	368円/回	送迎を行う必要が認められる利用者に対して送迎を行う場合（山口市内に限る）

※呼吸障害等により人工呼吸器を使用している、重篤な心機能障害等により常時モニター測定を実施している、気管切開が行われている等

\*「介護職員等処遇改善加算Ⅳ」として、1カ月の介護サービス費とその他加算(該当者のみ)の合計額に4.4%を乗じた金額が加算されます。

【その他実費負担(利用時)】

【多床室をご利用の場合】（日額）※2割負担の方の金額	50円/回
口腔ケア用品(コップ、歯ブラシ、口腔洗浄液)	適宜
おやつ代	100円/日
電気器具使用料（ラジオ、電気カミソリ、携帯充電器を使用される場合）	20円/日
電気器具使用料 ※電気毛布使用者	30円/日
理美容代	2200円/回
インフルエンザ予防接種	市町村によって異なる
洗濯代（※ご家族のご都合により洗濯困難な場合）（※感染症対策等で業者に洗濯を依頼する場合）	5,500円/月2,750円/半月
病衣代（感染症対策等で病衣着用を依頼する場合）	88円/日

※他、その都度ご案内いたします。